町田市民病院 旧冷媒使用エアコン2系統更新修繕仕様書

1. 適用

本仕様書は、「町田市民病院 旧冷媒使用エアコン2系統更新修繕」に適用する。

2. 契約の目的

この契約は、「町田市民病院 旧冷媒使用エアコン2系統更新修繕」を受託者に委託 し、長期使用により劣化が進んでいるエネルギー棟主変電室空調機系統および防災 センター系統エアコンの更新を行い、適正な温度コントロールを可能にし、良好な 設備環境、作業環境の維持を目的とするものである。

3. 履行場所

町田市旭町2丁目15番41号 町田市民病院

4. 履行期限

契約確定日から 2021 年 3 月 14 日

5. 修繕概要

- (1) 既存室内機撤去
- (2) 新規室内機設置
- (3) 既存冷媒配管撤去(一部既存冷媒管流用)
- (4) 新規冷媒配管設置(一部既存冷媒管接続)
- (5) 電源線設置
- (6) 試運転調整

更新機器 (参考) 施工および各材料

【エネルギー棟主変電室空調機系統】

項目	仕 様		単位
1. 機器設備設置			
ACP-E-1	設備用エアコン床置型 型式:SRYP450B	2	式
冷房能力(最大)	冷房能力:40.0kw(45.0)kw		
	暖房能力:45.0kw(50.0)kw		
	室内型式:FRYP450B		
	室外型式:CRYP224AA×2		
室外機連結配管キット	2 連結用 型式: BHFP22A100	2	IJ
プレナム室	型式:BPCJ560A	2	IJ
プレナム室用プーリ	型式:BPPJ560A	2	IJ
2. 配管設備設置(新規冷媒配管)			
冷媒配管	冷媒被覆銅管ガス側 25.4 φ (ろう付け接続)	50	m
室内ユニット	″ 液側 15.9φ(フレア接続)	50	11

室外ユニット	"	ガス側 19.1 φ	(ろう付け接続)	10	m
]]	液側 12.7φ	IJ	10	"
白ガス管	SGP25A			4	IJ
同上継手、支持金具類				1	式

【防災センター系統】

	LI IV	V144 1-1	>>
項目	仕 様	数量	単位
1. 機器設備設置			
空冷マルチエアコン	室外機: RXTP112DA	1	台
	冷房能力:10.0 (最大11.2) kw		
	暖房能力:11.2(最大 12.5)kw		
	室内機:FXYCP56CD	2	们
	冷房能力: 5.6kw		
	暖房能力: 6.3kw		
エコパネル	型式:BYBCP80BEFフレッシュホワイト	2	台
運転リモコン	型式:BRC1G3 液晶式	1	IJ
高性能フィルターユニット	型式: KAF537C80 (比色法 65%)	2	枚
冷媒分流器	型式: KHR26C22T	1	個
2. 配管設備設置(既存冷媒配管流用)			
冷媒配管	冷媒被覆銅管ガス側 12.7 φ (フレア接続)	10	m
室内ユニット	ッ 液側 6.4φ ッ	10	IJ
室外ユニット	″ ガス側 15.9φ ″	5	IJ
	ル 液側 9.5φ ル	5	IJ
AC ドレン	25A	2	IJ
同上接手類・指示金具		1	式

エネルギー棟主変電室空調機系統および防災センター系統共通事項 施工および各材料

3. 作業費			
室内機、室外機据付		1	式
既存冷媒配管接続作業	防災センター系統既存冷媒配管流用	1	"
ドレン配管接続作業		1	"
断熱作業		1	"
電源線接続作業	室外機3相2000室内機単相2000(口元のみ)	1	"
リモコン配線作業		1	"
気密試験作業		1	"
真空乾燥作業		1	IJ
冷媒チャージ作業	R410A 4.0kg	1]]

試運転調整作業		1	IJ	
4. 仮設養生および撤去				
室内通路養生		1	式	
室内機、室外機撤去	室内機 CS-J71UH6U×2 室外機 U-J140UM3N	1	IJ	
冷媒回収および破壊処理		1	IJ	
産業廃棄物処分		1	IJ	
その他雑材料、消耗品等		1	IJ	

6. 施工条件

- (1) 作業日程および作業詳細については担当職員と調整すること。
- (2) 作業日は原則土日とするが、担当職員の承認があった場合は平日及び時間外の作業を認める。
- (3) 施設の性質上、作業中に騒音や振動の発生する作業等が制約される事があるため、事前に担当職員と打ち合わせを行い実施すること。
- (4) 現場の安全管理並びに施設利用者への安全については十分に注意して作業を行うこと。
- (5) 本修繕中は、必要な養生を行い、建物等に損害を与える恐れのある場合は保護 養生の措置を講じなければならない。

7. 一般事項

- (1) 更新する機器は全て新品とし日本工業規格 (JIS) 等に定められているものはこれらの規格品を使用すること。
- (2) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の廃棄処分に関しては、すべて受注者が行い、産業廃棄物は適正処理を行うこと。
- (3) 本修繕は仕様書によるほか、その他関係法規に基づき実施すること。
- (4) 本修繕の遂行上、諸手続き等が生じた場合は、費用を含めすべて受注者がこれを代行すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、担当職員と協議すること。

8. 特記事項

- (1) 作業に関しては、町田市民病院の施設管理・運営業務の受託者と十分協議を行い、連携を図った上で作業を行うこと。
- (2)室内外機設置の際に増し基礎等が必要な場合やその他、本修繕に必要なものについては、すべて契約に含まれているものとする。

9. 提出書類

- (1) しゅん工図2部
- (2) 報告書

新設品等及び施工前・施工中・施工後を撮影し、ファイルに綴じて提出する。

なお、A4版縦、写真はカラーサービス版とする。

(3) その他、発注者の指示がある場合は、データによる提出を行うこと。

10. 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該 自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は 写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11. 安全対策等

本契約を実施するにあたり関係法令を順守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。

12. 軽微な変更

作業に大きな影響のない軽微な変更は、担当職員と協議のうえ実施する。

13. 試運転および運転指導

本装置の据付完了後、工期内に試運転および運転確認を実施する。試運転については、担当職員立会のもと行う。

14. 保証

本修繕の保証期間は、正式引き渡し日より1年間とする。引き渡し日より1年を生じた故障等は請負者の負担にて、速やかに処置することとする。

15. 支払業務

支払については、完了報告書を提出し、検査の合格後に請求に基づき支払をする。

16. 定めのない事項

本仕様に明記されていない事項であっても、その性質上当然に当契約に必要なものは全て請負者の負担で実施すること。

17. その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上実施する。